

平成30年7月豪雨による被災納税者に対する
市税の申告等に関する期限の指定について（お知らせ）

平成30年11月12日

大分市では、平成30年7月豪雨災害により被災された納税者等について、市税の申告等に関する期限を延長しているところですが、この度、その期限を以下のとおり定めましたのでお知らせします。

○指定する地域

都道府県名	指定地域
岡山県	倉敷市真備町

○延長後の期限

申告等に関する期限が平成30年7月5日から平成30年12月24日までの間に到来するものについては、その期限を平成30年12月25日とします。

○お問い合わせ先

個人市県民税・法人市民税に関すること	市民税課	電話097-537-5729
固定資産税・都市計画税に関すること	資産税課	電話097-537-5610
軽自動車税・その他税に関すること	税制課	電話097-537-7314
税の納付に関すること	納税課	電話097-537-5611